

STOP!

迷惑行為



「暴力」「セクハラ」「迷惑行為」等が行われた場合には、
警察に通報することがあります。

監修：三木明子(筑波大学医学医療系)、横内昭光(慈恵大学法人事務局総務部付渉外室顧問)、佐藤太郎(聖路加国際病院院長付参与)

本ポスターは、科学研究費補助金「病院における患者・家族の暴力に対する医療安全力を高める体制の醸成(基盤研究C 課題番号-25463288)」の助成を受け作成したものです。

当院では**以下の行為(ペイシェントハラスメント)を禁止**とさせていただきます、状況によっては退院や退去を命ずるあるいは警察介入を依頼することがありますので、予めご了承ください。

1. **大声や奇声、暴言または脅迫的な言動**により、他の病院利用者や病院職員に迷惑を及ぼすこと(尊厳や人格を傷つけるような行為)
 2. 他の病院利用者や病院職員に対する**暴力行為**、もしくはその恐れが強いと判断されること
 3. **解決しがたい要求**を繰り返し行い、病院職員の**業務を妨害**すること(必要限度を超えて面会や電話等を強要する行為等)
 4. 病院職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの**わいせつ行為**および**ストーカー行為**
 5. 正当な理由もなく院内に立ち入り、**長時間とどまる**こと
 6. 医療従事者の**指示に従わない行為**(飲酒・喫煙・医師等の許可のない病院外への外出等)
 7. 病院側の**了承を得ず撮影や録音**をすること
 8. **謝罪や謝罪文を強要**すること
 9. 院内の**機器類の無断使用、持ち出し**、または**器物破損行為**
 10. 院内に**危険物を持ち込む**こと
 11. **インターネット上で SNS 等により当院に関する暴言や虚偽の内容を拡散**させること、または当院の関係者に対する**誹謗中傷**を行うこと
 12. その他、他の病院利用者や病院の迷惑と判断される行為、および医療に支障をきたす迷惑行為
- ※ なお、暴言・暴力・迷惑行為等がせん妄などの症状である場合は、当院せん妄対策チーム等により対応します

令和6年6月 福井県立病院長

ver. 1